

平成29年 4月17日
九州森林管理局

九州森林管理局が発注する直轄工事における 社会保険等未加入対策の強化について

建設業者の社会保険等未加入者対策については、これまでも国土交通省等と連携し農林水産省においても取組んでおりますが、国土交通省直轄工事において本年4月1日より社会保険等の未加入者対策を強化することとされたことから、これに連携し九州森林管理局が発注する直轄工事についても、次のとおり社会保険等未加入対策を強化することとしましたので、お知らせします。

なお、本件については、平成29年4月17日以降の入札公告から適用します。

記

- 1 これまで、工事を実施する元請業者・一次下請業者を社会保険等加入者に限定していましたが、本年4月17日以降に入札手続きを行う全ての工事については、二次以下の下請業者も社会保険等加入業者に限定することとします。
ただし、社会保険等未加入者の二次下請業者が、直ちに工事の施工から排除されることのないよう、一定の期間（猶予期間）を設けた上で、元請業者において当該社会保険未加入者に対する加入指導を行うことを求めます。
- 2 さらに、本年10月1日からは、それ以降に入札契約手続きを行う全ての工事について、社会保険等未加入者の二次以下の下請業者から上記1の猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、元請業者に対し、制裁金等の措置を講じることとする予定です。
- 3 この実施のため、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野間第161号）の別添2「国有林野事業工事請負契約約款」第7条の2について、下記のとおり一部改正しています。

国有林野事業工事請負契約約款

※赤字は今回の改正箇所です。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、下請契約を締結する工事において、次の各号に掲げる届

出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としており発注者が認め、その旨を通知した日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合

ロ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合

3 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。